

運営会議規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第36条に基づき設置する運営会議に関し必要な事項を定める。

(配置)

第2条 運営会議は、理事会に直属し、理事会の指示に基づき本会の運営を行う。

(業務)

第3条 運営会議は本会全体の運営に関し次の業務を行う。

- (1) 理事会の指示に基づく本会運営の執行
- (2) 年度事業計画および予算原案の策定・遂行
- (3) 各組織の統括および活動の支援
- (4) 運営事項の審議・採決と理事会への上程
- (5) その他本会運営に必要な事項

なお緊急の場合は、正(副)議長の内少なくとも1名が出席した戦略企画部会議に限り、そこでの協議結果に基づき執行の判断を行うことができる。

(構成)

第4条 運営会議は、正(副)議長、正(副)戦略企画部長、正(副)事業企画推進室長、運営幹事、事務局長、事務局部長、事務局専任部長、議長指名の専門職員、および委員で構成する。

- 2 委員は総務会、標準化推進部会、医事コンピュータ部会、医療システム部会、保健福祉システム部会および事業推進部の正(副)責任者とする。
- 3 議長は必要に応じ、議長が指名する第5条第4項で委嘱された特別委員を運営会議に参加させることができる。
- 4 議長は必要に応じ、下部組織である委員会および期限を定めた臨時組織を設けることができる。

(選任)

第5条 議長は会長が自社の保健医療福祉情報システム事業経営幹部を指名し委嘱する。

- 2 副議長は理事会社が推薦する保健医療福祉情報システム事業経営幹部の中から2名以内を運営会議で選出し、会長が委嘱する。
- 3 正(副)委員長は、A・B会員の中から互選により選出し、議長が委嘱する。
- 4 会長は議長の要請により、会員以外の学識経験者、有識者等を特別委員として委嘱することができる。

(任期)

- 第6条 正（副）議長の任期は2年とするが、再任を妨げない。
2 補充のため選任された場合は、前任者の残任期間とする。

（職務）

- 第7条 議長は運営会議を代表してその業務を統括するとともに、運営会議を主催し本会運営に当たる。
2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

（辞任）

- 第8条 正（副）議長が辞任しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

（定足数および採決）

- 第9条 運営会議は、第4条第1項に規定する構成員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状は採用しない。
2 運営会議での採決は、議長を除く会議出席者総数の3分の2以上の同意をもって行う。
3 議長が運営会議の開催に相当の合理性があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する構成員総数の過半数を満たせば開催でき、会議出席議決権者全員の同意をもって採決することができる。
4 議長が緊急に運営会議を開催する必要があると判断した場合、電磁的手段により開催することができる。この場合、投票を出席とみなし、第1項、及び第2項を適用する。

（活動記録の作成）

- 第10条 運営会議、および第4条第4項の下部組織で活動を行った場合には必ず電子化された議事録等活動記録を作成し、出席者等に配布するとともに、保存のため事務局に提出しなければならない。

附則（平成22年 10月 1日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則（平成24年 6月 1日）

- 1 この規則は、平成24年 6月1日から施行する。

附則（平成25年2月7日）

- 1 この規則は、平成25年2月7日から施行する。

附則（平成26年11月27日）

- 1 この規則は、平成26年12月1日以降に専任の事務局長が就任した日から施行する。

附則（平成29年2月21日）

- 1 この規則は、平成29年2月21日から施行する。